第9次浜中町行政改革大綱

【令和3年度~令和5年度】

浜 中 町

第9次浜中町行政改革大綱

I はじめに

1 行政改革の経緯と必要性

本町の行政改革は、平成8年に策定した「浜中町行政改革大綱」を端緒とし、これまでに8次にわたり行政改革大綱を策定しており、事務事業の見直しや職員定員及び給与の適正な管理、財政の健全化、町民との協働のまちづくりなど、効率的・効果的な行政運営を図ると共に、社会情勢や多様化する行政ニーズに的確に対応し、町民の満足度を高める行政サービスを効率的に提供できるよう、行財政改革を推進してきました。

しかし、町政を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の進行、あるいはそれに係る 基幹産業の低迷なども予測され、町の収入が安定的に増加することが極めて難しい一方、 社会保障関連費用や公共施設・インフラなどの老朽化対策費用の増大は避けられないこ となど、これまでどおりの行政サービスを提供していくには厳しい状況が見込まれます。 そういった環境を背景として、行財政運営において、町民福祉の向上や地域課題への対 応は、町民と町民、町民と行政がともに考え、「地域とともに歩む創意に満ちたまちづ くり」を推進することが、今後も必要となっております。

このような状況の中、令和2年度に第8次浜中町行政改革大綱の計画期間が終了となることから、将来にわたって持続可能な自治体運営を行うため、新たな行政改革大綱を 策定し、継続して行政改革に取り組んでいきます。

新たな行政改革大綱では、これまでと同様に、町民だれもが安心して暮らせるまちづくりを進めるため、多様化・高度化する住民ニーズに適応できる効率的な行政サービスの提供が求められ、そのためには、公正・公平性・透明性をこれまで以上に高めつつ積極的に地域や町民との協働によるまちづくりを推進し、時代の変化に即した効率的、効果的な行政運営に取り組んでいくことといたします。

2 直面する諸課題

(1) 人口減少社会への対応

我が国の人口減少は急速に進行し、浜中町においても生産人口の減少や過疎化など、産業やコミュニティなど地域社会に大きな影響を与えることが懸念され、対策は喫緊の大きな課題となっています。

本町では、これまで人口の将来推計や目標数値等を示す「浜中町人口ビジョン」 や人口減少対策の方向性や具体的な施策を示す「浜中町創生総合戦略」を策定し、 様々な施策を展開してきました。

今後もこうした計画等との整合性を図り、産業振興による後継者対策や雇用の創

出、子育て環境の整備、福祉・医療の充実、住環境の整備など横断的な施策により、 すべての町民が安心して暮らし続けることができる環境づくりが求められます。また、 町外からの移住希望者や外国人労働者等の受け入れ体制の整備も求められています。

さらに、持続可能な地域づくりを推進するために、国連が提唱し国も取組を進めている「 持続可能な開発目標 (SDGs)」などの考え方を取り入れた地域づくりを進めていくことが求められています。

(2) 地域と行政との共創

情報化やグローバル化によりライフスタイルなどが大きく変化し、価値観が多様化・高度化している現在、地域的課題もまた多様化しています。そのため、多様化・高度化する地域域的課題の解決には行政のみならず、その地域に住む住民や地域コミュニティなどとの協力力が不可欠です。

本町では、自治会連合会や各自治会・町内会との連携を図りながら、地域と行政が一体となってまちづくりを進めてきました。

しかし、ライフスタイルの多様化や核家族化にともない、人と人との繋がりが希薄化し、地域コミュニティの活動が衰退し、地域の力が低下しつつあります。地域コミュニティは、個人や家族だけでは解決できない地域課題を共助、相互扶助により解決する大変重要な役割を担っており、近年では災害等を契機に共助社会の重要性が再認識されています。

本町ならではの個性豊かなまちづくりを推進するためにも、こうした地域コミュニティ活動が継続でき、地域と行政が共にまちを創るための多様な仕組づくりが求められています。

(3) 行財政の的確な運営

本格的な人口減少社会の到来により、本町もこれまで以上に厳しい財政状況の中で行政運営をしていかなければなりません。本町では、8次にわたる行政改革大綱を策定し、安全かつ良質な行政サービスの提供や財政健全化などに取り組んできました。

しかし、地方分権が進む中にあって、多様化・高度化する住民ニーズに対応する ためには、さらに柔軟かつ効率的な行政サービスの提供が求められます。また、限 られた財源を選択と集中により効果的、重点的に投資する必要性があります。その ためには、公正・公平性・透明性を一層高めつつ情報発信を積極的に行い、時代の 変化に即した効率的、効果的な行財政運営に取り組んでいく必要があります。

3 第6期浜中町まちづくり総合計画と行政改革大綱の位置づけ

浜中町の人口減少傾向は、今後さらに進行されることが予想されており、経済活動の縮小、社会保障費の増大、社会活力の低下をもたらし、地域社会の活動にも大きな影響を及ぼすものと考えられます。人口の減少を最小限に食い止める施策の展開を図るとともに、行政運営の仕組みを変革していくことが重要となっています。

浜中町は、令和2年度から令和11年度までの10年間を計画期間とする「第6期浜中町まちづくり計画」を策定しています。6項目の基本目標と35の施策の大綱を推進することで、人口減少や地域の創生などの課題に柔軟に対応し、浜中町の将来像「笑顔輝く共創のふるさとを未来へ自然とともに生きる豊かな大地と海のまちはまな

か」を実現します。

行政改革大綱は6項目の基本目標のうち「第6章 基本目標6 地域とともに歩む創意に満ちたまちづくり」の推進に寄与するものと位置付けます。

Ⅱ 行政改革の基本的視点

1 開かれた行政運営の展開

地方分権の進展に伴い、地方自治体が果たすべき役割、責任が益々着目される中、より機能的・効率的な組織機構の確立が必要であります。そのため、限られた人材を有効に機能させ、迅速かつ柔軟な対応ができる組織機構の再構成を進め、適正な事務事業の執行はもとより、職員の資質向上と意識の高揚を図る必要があります。

その上で、公正な情報公開や広報・広聴活動の充実などを図りながら、町民にとって 身近でわかりやすく、開かれた町政を推進します。

2 地域等との連携、協働によるまちづくりの推進

「町民との協働によるまちづくり」を推進するため、町内の自治会・町内会、各関係団体との連携を密にした行政運営を推進します。

また、まちづくりを進める上で、町民との厚い信頼関係、力強いパートナーシップを構築し、それぞれの役割等を明確にした上で、互いに協力しながら行政課題の解決に努めます。

3 行財政の的確な運営

本格的な人口減少社会の到来により、本町もこれまで以上に厳しい行財政運営をしていかなければなりません。これまで、「浜中町財政再建プラン(平成17年度~平成26年度)」とともに8次にわたる行政改革大綱を策定し、安全かつ良質な行政サービスの提供や財政健全化に取り組んできました。引き続き長期的な視点に立ち、時代の変化に即した効果的な行財政運営に努めます。

Ⅲ 行政改革の計画期間

本大綱の計画期間は、令和3年度から令和5年度の3ヵ年とします。

IV 行財政改革の推進事項

1 事務事業の見直し

限られた財源と人員で、最大限に住民サービスを提供していくためには、事務事業の 簡素合理化を図り、効率的な行政運営を行う必要があります。事務事業を見直し、行政 の関与の必要性や効果等を十分に検討して、実施すべき施策の選択や重点化等も必要不 可欠です。

(1) 事務事業の再編・整理、合理化

事務事業の再編・整理、合理化については、今後とも効果の薄れたもの、不必要と判断されるものは、統廃合や転換を行うなど絶えず見直しを行い、住民の生活に必要で効果的な事業の実施に努めます。

① 既存事業の見直し

- ア 全ての事務事業を行政が担う必要性の有無、実施主体のあり方について事務 事業の内容及び性質に応じて仕分けし検討する。
 - ・行政、地域、住民のうち、どこで担うことが望ましいか
 - ・地域、住民や受益者の負担は適正か
 - ・地域、住民の連携によって解決できる問題はないか
- イ 全ての事務事業を吟味し、今後の事務事業の方向性を考える。
 - ・事業の当初目的は達成されているか
 - ・住民ニーズを的確に捉えているか
 - ・過剰な行政サービスになっていないか
 - ・民間等によって提供されているサービスではないか
 - ・受益者負担は適正であるか
- ウ 複数の課に存在する類似事業の統廃合
- ② 新規事業の取り組み
 - ア目的、内容の精査、明確化
 - イ 行政の担当すべき仕事かどうかの検証
 - ウ 期待できる事業効果
 - エ 執行体制が確保されていること(人員、補助等事業経費の確保見込み)
- ③ 経常経費削減の徹底

経常経費の削減については、第8次浜中町行政改革大綱を継承し、予算の編成に 当っては常にゼロベースから見直す基本姿勢に立ち、さらなる抑制に努め、効果的 な行政運営を図ります。

④ 経常業務の合理化を促進

ICT (情報通信技術) (※注1) の活用等による事務の効率化・高度化・質的向上を図るとともに、申請書作成支援システム導入による申請手続きの利便性とサービスの向上を図り、業務の合理化を進めます。

(※注1) ICT:情報通信技術を表す言葉、日本ではITが同義で使われているが、ITにC(コミュニケーション)を加えたICTの方が国際的に定着している。

(2) 民間委託の推進と指定管理者制度の活用

行政運営の効率化、住民サービス向上の視点に立ち、その効果が最大限に発揮されるよう経済効果等を評価しながら、行政責任の確保、住民サービスの維持向上等を図るものとします。

委託した事務事業については、対象事業、選定基準、事業効果、契約条項などの 透明性を確保するとともに、個人情報の保護や守秘義務の確保に十分留意し、必要 な措置を講じることとし、民間委託等の実施状況についても、委託先、委託理由の 公表等について検討していくものとします。

また、本町の指定管理者制度を活用しての施設の管理運営は、現在、「霧多布湿原センター」「霧多布温泉ゆうゆ」が管理・運営を行っています。今後、住民サービスの向上、施設管理の経費削減などを考慮しながら、引き続き導入を検討していくものとします。

(3) 地方公営企業の経営健全化

地方公営企業が将来にわたって公共の福祉を推進していくためには、様々な環境の変化に適切に対応し、地方公営企業のあり方を絶えず見直していくことが不可欠です。

このような状況の中、地方公営企業の持続性・安定性のある経営を目指し、浜中町水道事業経営戦略及び水道ビジョン、浜中町下水道事業経営戦略に基づき、効率的な事業展開を図ります。また、下水道事業の公営企業化を進め、上下水道課として機構編成し、公営企業として基盤強化を図り、事業の一層の自立性の強化と経営の安定化を図っていくものとします。

(4) 地域等との連携、町民との協働によるまちづくり

本町のまちづくりを推進する上で、自治会や町内会等のコミュニティ組織、NPO等の各団体との連携、更には積極的な町民参加が不可欠であります。それぞれの地域における諸課題、刻々と変化する住民ニーズに対応するためには、時機に応じた効率的な行政サービスを提供していく必要があります。

そのためには、職員個々の意識改革が図られるような職場環境づくりが求められるといえます。

① 協働によるまちづくりの体制づくり

地域住民をはじめ、各種団体や事業者等と行政が相互の役割と責任を共通認識した上で、より連携が深められる体制づくりを進めます。

② 町民参加の推進

協働のまちづくりという概念に対する町民の意識付けや発想の転換を促しながら、町民と行政とが意見交換する機会を設け、お互いに情報共有できるような環境づくりを進めます。更に、行政運営における「計画・実行・評価・改善」のあらゆる段階において、町民が参加できる機会の拡充に努めます。

③ 町民分権の推進

自治会・町内会、特定非営利団体、ボランティア団体等がそれぞれの役割分担のもと、協働のまちづくりを推進するため、町から町民への「町民分権」により、住民自治の推進に努めます。

(5) 出先機関等の検証

浜中、茶内支所については、適切な維持管理に努めながら支所の施設機能を維持するとともに、住民の利便性を十分に考慮した行政サービスの提供に取り組みます。 証明書等のコンビニ交付の実施については、費用負担の課題とともにマイナンバーカードの取得率も関係してくることから、今後の動向を注視し、継続的な調査・検討を進めていります。

また、児童数の減少が進み小学校の統合も進んだことから、保育所については、 浜中町保育所運営協議会からの提言を踏まえ、適正配置を含め継続的に検討します。

(6) 空校舎等の利活用

児童数の減少に伴う小学校の統合による空校舎の再利用については、浜中町廃校施設利活用検討委員会による検討を重ね、真に住民のためになる活用に努めます。

(7) 住民福祉への対応

急速な高齢化に伴い、生活に欠かせないバス路線の維持は必要不可欠であることから、今後も浜中町地域公共交通活性化協議会によるバス路線の維持、維持的な公共交通網の形成などの協議検討を行い、総合的な取り組みを推進します。

また、災害時における要援護者の避難対策についても、地域一丸となって検討してまいります。

2 定員管理及び給与制度の見直し

(1) 定員の適正化

人事管理に当たっては、新たな行政ニーズに対しても原則としてスクラップ&ビルドの徹底を基本とし、引き続き事務事業を見直し、役場新庁舎への移転に伴う組織・機構の簡素合理化を進めるとともに民間委託、ICT (情報通信技術)活用等により事務効率を高め、業務量に応じた適正な人員配置を行い、新たな行政ニーズに対応できるよう職員の定員管理を推進します。

(2) 人事制度及び給与制度の見直し

職員の定員管理計画の見直しについては、人件費の増加を抑制するため、必要最低限の職員数を確保する計画といたします。

また、給与体系等が職員の業務遂行能力の向上と資質の改善に寄与するものとなるよう、人事評価制度の確立を図ります。

3 人材育成の推進

(1) 人材の育成

多様な研修機会の提供や研修レベルの向上を図り、政策形成能力や創造的能力、 法務能力等の向上に努め、地方自治事務を担い得る人材育成のための施策を実施し ます。

- ① 複雑化・多様化する行政ニーズに即応できる人材を育成するため、計画的な実務研修と自己啓発研修を適切に組み合わせ、総合的な人材の育成を推進します。
- ② 職員の意識改革、幅広い見識の育成を目的に各種研修会の充実や、職員の持つ能力を最大限に発揮できる適材適所の人事配置に努め、職員の職務意欲と能力発揮を醸成し、適切な人事管理を進めます。
- ③ 町政全般にわたる事務改善、職場活性化、事業興しなどの職員提案制度を確立し、職員の意欲、資質の向上を図ります。
- ④ 男女の雇用機会均等を推進し、能力・実績に基づく人材の登用を図ります。

(2) 多様な人材の確保

地方分権の推進、男女共同参画型社会の推進等、社会情勢の変化に的確に対応する行政運営が求められることから、能力ある多様な人材確保のため、競争試験制度を基本としつつ、新規学卒者だけではなく、就業経験者等の採用も積極的に行うものとします。

- ① 就業経験者等能力ある多様な人材の確保
- ② 退職した職員の職務に関する経験や知識を効果的・効率的に活用するための再任用制度の運用

(3) マネジメント機能の発揮

民間企業の経営感覚を持ち、スピード・コスト・成果を重視し、事務改善に積極的に取り組み、全庁的な行政改革意識の浸透を図るなど、職員の意識改革に取り組みます。

4 電子自治体の推進

電子自治体(※注1)に係る、業務・システム全体を最適化するために、ICT(情報通信技術)を活用した業務改革に継続的に取り組みます。

システムの運用管理については、北海道自治体情報システム協議会及び北海道電子自治体運営協議会(HARP協議会)との連携を図りながら、計画的に事務事業のシステム化、ネットワーク化、行政手続のオンライン化、共同アウトソーシング等の推進を図ります。

また、住民基本台帳ネットワークシステム、公的個人認証サービス、総合行政ネットワークシステムなどの利活用に積極的に取り組むとともに、「浜中町情報セキュリティポリシー(平成15年8月策定)」に基づき、情報セキュリティの確保にも努めていきます。

(※注1) 電子自治体:インターネット等の活用による質の高い行政サービスの提供と、事務事業の見直しによる行政の簡素・効率化を目的に、自治体が情報化を推進することです。行政手続きのオンライン化、電子入札等。

5 自主性・自立性の高い財政運営の確保

(1) 経費の節減合理化等財政の健全化

町税をはじめとする一般財源収入が伸び悩む厳しい状況の中で、限られた財源を有効に活用し、新たな行政ニーズに的確に対応していくため、行政関与の必要性、受益と負担の公平性の確保、行政効率・効果等を十分に検討した上で事務事業の見直しを行い健全な財政運営の確保に努めます。

① 自主財源の確保の取り組み

浜中町町税等収納対策委員会において、滞納者対策などを効果的に推進するほか、 浜中町町税等の不誠実滞納者に対する特別措置に関する条例や釧路・根室広域地方 税滞納整理機構の活用により徴収率の向上に努めます。

② 税外収入の確保

公有地や未利用町有地の売却、受益者負担の適正化等その他の財源確保について も積極的に取り組んでいきます。

なお、浜中町債権管理条例に基づき、町の債権管理の一層の適正化及び効率化を図り、町民負担の公平性及び財政の健全性を確保します。

(2) 補助金の整理合理化

補助金については、今後も行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を精

査するとともに、要綱等による交付目的の明確化、交付基準のさらなる適正化を図り、補助金の固定化及び既得権化を抑制します。

- ① 所期の目的を達成したものや、必要性の低下したものなどについて、廃止、縮減、統合、終期の明確化等の整理合理化を行います。
- ② 補助金の効果的活用を図るため、新規の補助金については、原則としてサンセット方式(※注1)を導入し適正な補助金執行を図ります。
 - (※注1) サンセット方式:一定の期間または定期的に対象事業の見直しを行い、 継続の必要性が確認されない限り、その補助金等を廃止すること。

(3) 投資的経費の見直し

公共事業などの投資的経費については、事業効果に配慮し、事業内容の精査、事業の圧縮、実施時期の検討を行います。

(4) 公共工事のコスト縮減等

公共工事については、今後とも効率化及びコストの縮減を図るとともに、入札、 契約について、情報公開をはじめとする適正化に資する取り組みを進めます。

(5) 公共施設の設置及び管理運営

既存の公共施設については、より快適な環境を町民に提供できるよう計画的な維持管理に努めるとともに、施設の効率化を図る観点から施設に対する需要の分析等を行い適正管理に努めます。

また、公共施設等の建設にあたっては、既存施設の有効活用を推進するとともに、 当該施設の機能・役割、運営方法、利用見込、維持管理経費等を多角的に検討し、 他の施設との機能・役割分担を明確にし、重複を避けるよう適切な対応を図ってい きます。

また、現在直営で管理運営をしているものを含め、全ての公共施設について、指定管理者制度の活用等、管理のあり方について検証を行います。

6 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

少子・高齢化、環境問題への対応、地方分権の推進等による新たな行政課題や、多様な住民ニーズに応えていくためには、より横断的で機動性に富んだ柔軟な組織機構を構築していく必要があります。

また、厳しい財政状況下で職員の増員は難しいことから、限られた人員で住民ニーズに応えていくためには、職員個々の職務と職責が明確化され、意思形成過程が住民にわかりやすく簡素で効率的な組織を形成しなければならないことから、次の点に留意しながら常に見直しを図っていくものとします。

(1) 効率的な行政システムの構築

政策・施策・事務・事業について、PDCAサイクルにより正当性、妥当性の検証を行うことにより、事務事業等の増減や再編・統合などを実施し、それにあわせて組織編制の見直しを検討します。

(2) 簡素で迅速に対応できる組織体制の確立

災害発生時や選挙事務、統計調査あるいはイベント開催など、一時的に人員を投入することが必要な場合に、柔軟に対応できる横断的かつ機動性に富んだ組織体制を構築します。

(3) 職員の業務執行能力の向上

地方分権社会の進展や複雑化・多様化する住民ニーズに対応するため、行政に求められる業務は増加していることから、職員の政策形成能力や自治能力の向上に努めます。

また、組織の横断的な総合調整機能や戦略的な政策決定機能を更に強化し、新たな課題に的確かつ機敏に対応するため、組織機構の見直しを図ります。

7 公正の確保と透明性の向上

地方分権の推進にあたっては、個性豊かな地域社会の形成に向けて、行政の公正の確保と透明性の向上や住民参加の拡充がより一層求められています。

開かれた町政を実現し、町政に対する住民の信頼をより確保するため、町政運営に関する情報公開を推進することにより説明責任を果たし、公正で透明な行政運営の向上に努めます。

(1) より開かれた行政の推進

広報誌、ホームページ、防災行政無線、庁舎内デジタルサイネージなどの情報発信手段をフルに活用し、タイムリーできめ細かな行政情報の発信に努めます。

また、各懇談会等の開催、町民からの意見集約など、広聴活動を充実させるとともに、浜中町情報公開条例に基づき、公正かつ公平で透明性のある情報公開に努め、行政運営の説明責任を明らかにし、町民が行政活動を評価できる仕組みづくりを整えます。

更に、行政に寄せられる地域要望等を随時受け入れられる体制づくりを構築するとともに、各部署が連携し、課題解決に向けた適切な対応に努めます。

8 災害に強いまちづくりの推進

自然災害に対しては、いつ起こるか分からないことを常に念頭に置き、被害をいかに最小限に食い止めるかという「減災」の視点から、被災しても人命が失われないことを最優先とする危機管理体制の確立に努めます。特に津波災害に対しては「いかに早く逃げるか」を前提とした地域づくりを基本としながら、新庁舎を中心とする防災訓練等のソフト事業から、津波防災避難道路の整備等のハード事業の両面から災害に強いまちづくりを推進します。